

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

藤三大野店

2 所在地

廿日市市大野字護安五二九二―一外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前） （仮称）藤三大野店

（変更後） 藤三大野店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 宗陸

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

（変更後） 名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 重造

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 宗陸

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

（変更後） 名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 重造

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

三 変更の日

1 大規模小売店舗の名称

平成一九年六月五日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成十八年十二月五日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成十八年十二月五日

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗の名称の確定のため

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

- 五 届出年月日

平成十九年六月十五日

- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

廿日市市産業観光部商工観光課（廿日市市下平良一丁目一一番一号）

- 2 縦覧期間

平成十九年六月二十五日から平成十九年十月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

- 3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成十九年十月二十五日

- 2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室